

令和6年7月26日
あんしん少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別なお取扱いについて

この度の「令和6年7月25からの大雨による災害等」にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、以下の特別なお取扱いをいたします。

1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払について

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

3. 災害救助法適用地域及び適用日について

適用地域	適用日
【山形県】 酒田市、鶴岡市、新庄市、寒河江市、村山市 尾花沢市 最上郡最上町、真室川町、金山町、大蔵村、 最上郡鮭川村、戸沢村、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町	7月25日（金）
【秋田県】 横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、にかほ市 仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、東成瀬町	7月25日（金）

【お問合せ先】

お客様相談室 通話無料 0120-685-336

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

以上